

国民健康保険税の税率等の 見直しについて

令和 4 年 1 1 月 住民課国保・後期担当

1. 答申内容

□ 国民健康保険運営協議会からの答申について

令和4年8月に町国民健康保険運営協議会へ諮問された「宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて」の答申が10月に町長宛に出されました。

□ 答申の結果

- ・令和5年度の税率の見直しを実施する。
- ・令和5年度の賦課限度額の見直しを実施する。

□ 答申の決定にあたり

- (1) 令和3年度の決算で4,000万円の赤字が生じていることや令和9年度に県内市町村の保険税水準の統一が示めされており、2年に1度税率を見直すこととした。(R5・7及び赤字解消目標年度であるR8)
- (2) 国保の被保険者である自営業者やフリーランスへの新型コロナウイルス感染拡大による経済的な影響や当町の被保険者のうち所得300万円以下の被保険者が76%を占めるなど、被保険者への影響が想像される。
一方、国保加入世帯の平均所得額は前年と比較して約1.3%の増となるなど改善が見られることや、令和4年度の埼玉県内の最低賃金において、昨年度を上回る改定がなされた等の理由により令和5年度の税率等を見直すこととした。
- (3) 赤字削減・解消に向けては保健事業、医療費縮減対策等の様々な取組が必要であるが、現行の保険税率を維持した場合、令和5年度以降は毎年1億円を超える赤字が続く見込みである。
現在の赤字解消ルール(2年おきに前年度赤字決算額の1/2を解消)を、今後は県から示される標準保険税率との比較や決算状況等を考慮しつつ、加入者の急激な負担増とならないよう、定期的な保険税率の見直しと合わせて検討することとし、赤字解消年度を令和8年度とすることとした。
- (4) 令和5年度の賦課限度額の引き上げは、高額所得の一部の被保険者への影響に留まり、中間所得層に配慮するためのものであることから、実施することとした。

2. 答申等を踏まえた国保税のあり方

宮代町国保を取り巻く状況について

被保険者数

団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などによりR8までに**1,148**人減少(▲**17%**)

医療費

【一人当たり医療費(総医療費) R3実績】 宮代町:**396,486**円(県平均:**359,100**円)
医療の高度化等を背景に一人当たり医療費は増大(過去3年で**3.6**万円、**9.9%**の増)

納付金

総額は減少するも、一人当たり納付金は増大(R8までに約**1.2**万円、**9.1%**の増)

国保税収

【一世帯当たり国保税 R3実績】 宮代町:**131,811**円(県平均:**143,749**円)
被保険者数の減少を背景に国保税収は減収(R8までに▲**1.2**億円)

↓ 現行税率を維持すると…

赤字額

R3法定外繰入金:**0.9**億円 → R3決算(精算後):**0.4**億円
【今後】納付金等を支払うだけの税収を確保できず赤字は増加(R8には**1.4**億円まで増大)

- 都道府県化後も引き続き、厳しい制度運営が続いていく中、被保険者の健康を守る地域医療の要として、持続可能で安定した制度運営が重要

2. 答申等を踏まえた国保税のあり方

埼玉県国保 運営方針 (第2期)

【基本的事項】

市町村は県とともに、運営方針に基づき共通認識の下、国保の安定的な運営を図る。

【赤字解消の考え方】

- ・国保は一会計年度単位で行う短期保険であるため
 - 当該年度の市町村国保特別会計の収支を均衡させる。
 - 納付金や国保事業の経費を賄うために必要な保険税率を設定し、目標収納額を確保する。
 - 医療費抑制のため、医療費適正化対策に積極的に取り組み、支出額を抑制する。
- ・県全体での単年度収支 H30: ▲3億円 → R8: ▲263億円 と拡大する見通し
- ・原則、R8までに段階的な赤字解消

国保運営 協議会答申

今後も、町では被保険者数の減を背景に国保税は減収する一方、一人当たり医療費は増加。引き続き、厳しい財政運営となることが見込まれる。

持続可能な制度運営には定期的な国保税等の見直しが必要。ただし、被保険者の生活状況を十分に踏まえること。

赤字解消は県内保険税水準の統一時期であるR8年度とすること。

- 県は国保運営の基本的考えを整理し、制度の健全運営を県単位で推進
- 運営協議会においても県の方針を踏まえ、国保税等の見直しが必要の旨の答申

3.R5新税率等(案)

	医療分		後期分		介護分	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
現 行	6.17	31,800	2.05	11,000	1.89	14,100
新税率	6.98	32,000	2.09	11,400	2.10	14,600
増 減	+0.81	+200	+0.04	+400	+0.21	+500
標準保険税率(参考)	7.20	43,937	2.40	14,173	2.54	18,459

		宮代町	東部地区平均	東部地区順位	現行との差(左:世帯、右:個人/月)	
保険 税 年 税 額 <small>※括弧内は対所得割合</small>	1人世帯 所得0円(介護なし)	13,000円	11,827円	3 位/15団体	200円/年	7割軽減 17円/月
	65歳以上 1人世帯 所得100万円	95,000 (9.5%)	90,980	3	5,500	458
	“ 200万円	185,700 (9.3)	183,913	6	14,000	1,167
	“ 2人世帯 所得100万円	95,000 (9.5)	90,980	3	5,500	5割軽減 229
	“ 200万円	229,100 (11.5)	221,380	4	15,000	625
	65歳未満2人世帯 所得200万円	291,200 (14.6)	273,940	3	18,900	788
	“ 300万円	402,900 (13.4)	385,693	3	29,500	1,229
	65歳未満4人世帯(子2人) 所得200万円	337,400 (16.9)	314,287	3	19,300	2割軽減 402
	“ 300万円	489,700 (16.3)	460,627	3	30,700	640

※東部地区順位は、宮代町は新税率、他市町は令和4年度の税率での順位

※賦課限度額は医療分65万円・後期分20万円・介護分17万円で試算、7・5・2割軽減の表示のあるところは軽減後の額

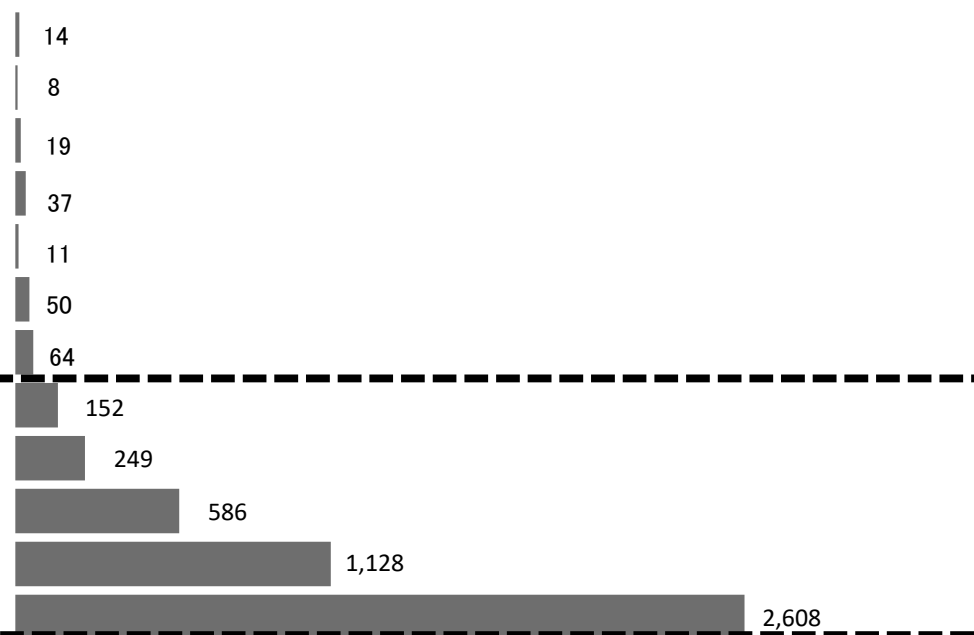
□ 新税率(案)で試算すると、約**4,000万円**の赤字を解消できる見込み(令和3年度の赤字額相当)

4.被保険者への影響

～引き上げ額と世帯数の状況～

引き上げ額	1ヶ月あたり	世帯数	割合
年102,000円以下	8,500円	0	0.0%
96,000円	8,000円	0	0.0%
90,000円	7,500円	0	0.0%
84,000円	7,000円	0	0.0%
78,000円	6,500円	0	0.0%
72,000円	6,000円	14	0.3%
66,000円	5,500円	8	0.2%
60,000円	5,000円	19	0.4%
54,000円	4,500円	37	0.8%
48,000円	4,000円	11	0.2%
42,000円	3,500円	50	1.0%
36,000円	3,000円	64	1.3%
30,000円	2,500円	152	3.1%
24,000円	2,000円	249	5.1%
18,000円	1,500円	586	11.9%
12,000円	1,000円	1,128	22.9%
6,000円	500円	2,608	52.8%
合計		4,926	100.0%

引き上げ額月2,500円以下の世帯が**95.8%**



□ 影響額 【世帯】平均**8,738**円の増(月**728**円) 【個人】平均**5,917**円の増(月**493**円)

(参考)一人当たり保険税(調定)額：**95,486**円 (R3県平均**95,072**円)

一世帯当たり保険税(調定)額：**140,994**円 (R3県平均**143,749**円)

5. 賦課限度額の引き上げ

医療分	現行 630,000円	→	改正後 650,000円 (+ 20,000円)	に引き上げ
後期分	190,000円	→	200,000円 (+ 10,000円)	に引き上げ
介護分	170,000円	→	170,000円 (± 0円)	引き上げなし
合計	990,000円	→	1,020,000円 (+30,000円)	

- 地方税法施行令の一部改正 (R4.4施行)により法定賦課限度額が引き上げ → 法定額に合わせる改正
- 県国保運営方針 → 県内市町村全て法定額となることを目指す
- 保険税負担の上限を引き上げずに必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で中間所得層の負担が増える。
保険税負担の上限を引き上げることとすれば高所得層に多く負担いただくこととなるが、中間所得層に配慮した保険税率設定が可能となる。

- 賦課限度額の引き上げによる影響
限度額超過世帯 **58** 世帯 → **53** 世帯
影響額 約**160**万円の増額

6.付帯意見

□ 付帯意見

保険税率等の見直しの答申に合わせて、次の付帯意見が付されました。

- 国民健康保険税収入は国保財政の根幹をなすものであるが、税率改正にのみ重みを置くのではなく、所得の少ない世帯への配慮や加入者の生活状況についても注視をすること。
- 国保財政の健全化は町全体の課題と捉え、あらゆる施策を検討し、町の発展と共に国保財政の健全化が図られるよう努めること。
また、健康介護課や宮代町社会福祉協議会などの関係部署と連携を強化し、加入者の健康保持増進に向けた保健事業や医療費適正化への取組を推進すること。
- 今後も、国費等の投入が拡充されるよう国・県に要望するなど、国保財政の健全かつ安定的な運営に努めること。
- 税率等の改正にあたっては、町国保の現状等も含めて町民への十分な周知を図ること。

7. 運協からの答申を踏まえた税率等の見直し

□ 赤字削減の考え方

- ① 定期的な見直し・・・2年毎に税率等の見直しを行う（R5・7年度及び県運営方針で定められた赤字解消目標年度であるR8年度）
- ② 急激な負担増を回避・・・県から示される標準保険税率との比較や決算状況等を考慮しつつ、加入者の急激な負担増とならないよう、国県が求めるR8までに段階的な赤字解消

□ 令和5年度の税率等改正

- ① 赤字解消額は約**4,000万円**・・・R3の赤字額と同額
- ② 全ての区分（医・後・介）を見直し・・・医**1,700万円**、後**1,300万円**、介**1,000万円**の赤字解消
- ③ 賦課限度額（医・後）を見直し・・・法定賦課限度額に合わせた引上げ



□ R5精算後の赤字見込みは**0.6億円**程度と試算（R4.10月現在）

□ 被保険者の負担増を抑制するために、町も赤字解消の取り組みを一層推進する必要あり